

令和元年 7 月 2 4 日

唐津市指名等審査委員会

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

ニチレキ（株）佐賀営業所を指名停止としました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

ニチレキ（株）佐賀営業所（佐賀市高木瀬西 3 - 6 - 2 2）

（本社：東京都千代田区九段北 4 - 3 - 2 9）

（業務）道路、測量 - A 級、港湾及び空港 - B 級

（物品）原材料類（アスファルト類）

停止期間：令和元年 7 月 2 5 日から令和 2 年 2 月 7 日まで 6. 5 か月

2 指名停止理由

ニチレキ（株）が、舗装用改質アスファルトの販売価格に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反する行為を平成 2 4 年 3 月 2 3 日から平成 2 7 年 9 月 2 7 日までの間に行っていたとして、令和元年 6 月 2 0 日、公正取引委員会より同法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたため

3 指名停止措置の根拠

同社が独占禁止法に違反する行為を行っていたことは、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「措置要綱」という。）別表第 2 第 2 項（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については、業務は、（短期）1 2 か月以上（長期）3 6 か月以内の範囲内で措置することとなるが、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第 2 条第 2 項第 3 号（違反行為が 2 年以上続いていたとき）に該当するため、短期の 1 2 か月に 1 か月を加算して 1 3 か月となる。

ただし、同社は課徴金減免制度の適用事業者として公表されていることから、措置要綱第 5 条第 2 項の規定により、期間（1 3 か月）を 2 分の 1 に短縮し、6. 5 か月とする。

物品は、唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱第 2 条第 4 項の規定により準用するものとして、6. 5 か月とする。

4 平成 30 年度～令和元年度発注実績

(1) 平成 30 年度

業務 3 件 3, 1 3 2, 0 0 0 円

(2) 令和元年度

実績なし

（本件の問い合わせ先）

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 松本

電話：直通 0955-72-9240（内線 1362）